

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第789号 平成26年8月19日

権限と責任

6月20日、改正学校教育法と改正国立大学法人法が参院本会議で可決され、成立しました。

今回の法改正は、大学の運営に対する影響力が強い教授会の権限を限定する事が柱となっていますが、その狙いは大学のガバナンス（組織統治）を強化する事にあるとされています。

法改正前は、大学の教授会は「重要な事項を審議する」と規定されており、役割や権限は必ずしも明確ではありませんでしたが、改正法では「学長に意見を述べる」と規定し、学長の諮問機関としての位置付けを明確にしています。また、審議事項も「学生の入学、卒業、修了、学位授与」等に限定しています。

私は、今回の法改正は大学改革を促進していく上で必要な措置だと思っていますが、一方で、大学関係者等からは、教授会が形骸化する事で、「学長の暴走が止められるのか」、「教授等教員の学校運営への参加意欲が低下し、結局大学の教育力の低下を招くのではないか」といった、学長の権限が強くなり過ぎる事を懸念する声が上がっています。

ところで、権限と責任は表裏一体の関係にあることは、今更いうまでありません。

つまり、権限を有する者はその権限に応じた責任も負わなければならないという事です。

会社の社長であれ、法人の理事長であれ、組織運営を考えた場合に権限と責任が見合ったものになっていなければ、組織のトップとしてその組織を健全、かつ、機動的に運営する事は難しくなります。それは大学とて同じ事で、今回の法改正は、権限と責任をどう考えるかという問題の提起でもあると、私は思っています。

私立大学の場合には、法人経営の責任者である理事長と、大学運営の責任者である学長が分かれている場合が多いと思いますが、国立大学の場合は法人経営の責任者と学校運営の責任者の両方を兼ねていますので、それだけ学長の権限は非常に大きなものがあります。それでも法改正を必要としたのは、教授会の発言力が大学運営に大きな影響を与えて来たからに他なりません。

勿論、学長と教授会の力関係は、学校によって随分と違うようで、学長と教授会が車の両輪として旨く機能している大学もあると思いますが、一方で、学長が大学改革を行おうとしても教授会の反対にあって実現出来ないという話しはしばしば耳

にするところであり、これは教授会の権限が過重に大きい（大きくしてしまっている）結果といわざるを得ません。

私は、教授会が学校運営に一定の発言力を持つ事を否定はしませんが、ただ問題なのは、教授会は学校運営に対して責任を取る組織でも、また、責任を取れる組織でもないという事です。むしろ私には、教授会は、既得権という自分達の城を護ろうとしている集団のように見えるのですが、それはいい過ぎでしょうか。

学校の運営に関して問題が発生すれば、その責任は当然学長が負わねばなりません。つまり、学長の権限は、責任と対になっているという事です。権限と責任が一体であって初めて、身を切る改革は可能になります。しかし、例えば学長が新たな経営方針を示し、大学改革を進めようとしたにもかかわらず、教授会の反対にあって大学改革が頓挫し、経営が厳しくなってしまった場合、その経営責任を問われるのは誰でしょうか。勿論、学長であって教授会ではありません。このような状態の下では、学長の権限と責任が一致しているとはいえません。

6月20日付の朝日新聞に「間違った改革でも、学長がゴーサインを出したら進んでしまう。危機管理の面から問題だ」というある若手教員の声が載っていました。

学長の権限が明確になるという事と、その学長が裸の王様になるという事とは違うはずです。

学長は、幅広く様々な意見を聞き、情報を収集し、その上で毅然と方針を示していかねばなりません。その意味では、学長を支える仕組みも重要であり、また、教授会としても、適宜適切に学長に対し意見を表明すべきだと思います。「受け入れられない可能性がないなら、いっても仕方がない」というのであれば、つまりはその程度の意見という事に過ぎません。

時代が大きく、急速に変化している中で、大学といえども将来を見据え、機動的な運営を行っていかねば生き残る事は難しい、というのが現実です。その意味でも、権限と責任を明確にしていく事が、新しい時代に即応した大学づくりの第一歩だと思います。（塾頭：吉田 洋一）